

技 第 5 8 1 号
令和 3 年 1 月 2 1 日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」
の改定について

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本県では、設計変更に係る業務の円滑化を図るため、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」を作成し、運用しているところですが、この度、別添のとおり改定することとしましたので、貴団体におかれましては、傘下会員への周知をお願いします。

問合せ先 県土整備部技術管理課
技術情報班 古俣・須田
TEL 043-223-3273
FAX 043-227-1075
E-mail gijutu3-es@mz.pref.chiba.lg.jp

技 第 5 8 1 号
令和 3 年 1 月 2 1 日

各 関 係 機 関 の 長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」
の改定について

このことについて、別添のとおり改定することとしたので、参考にお知らせします。

問合せ先 県土整備部技術管理課
技術情報班 古俣・須田
TEL 043-223-3273
FAX 043-227-1075
E-mail gijutu3-es@mz.pref.chiba.lg.jp

技 第 5 8 1 号
令和 3 年 1 月 2 1 日

部 内 各 課 の 長
部内各出先機関の長 様

技 術 管 理 課 長

「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」
の改定について（通知）

このことについて、下記のとおり改定しましたので通知します。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 改定概要

別紙のとおり

2 適用日

入札公告が令和3年1月25日以降の建設工事（営繕工事を除く。）に適用する。

なお、それ以前に契約した建設工事（営繕工事を除く。）についても、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」を適用できるものとする。

3 入手方法

千葉県ホームページ：環境・まちづくり⇒まちづくり⇒

建築・建設・不動産事業者の方へ⇒建設関係⇒土木工事設計変更等ガイドライン

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/henkougaido.html>

「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」 の改定概要

1 設計変更の事務手続きを「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」（以下「本ガイドライン」という。）に反映

平成31年4月12日付け技第57号、建不第80号「設計変更の事務手続の徹底について（通知）」の以下の内容を本ガイドラインに反映した。

○「特に重要な変更を伴う場合」の例示及び事務手続について

⇒P9、P21参照

○契約変更の手続き時期を本ガイドラインに明示した。

⇒P9参照

2 契約担当者への報告に係る事務手続きを本ガイドラインに反映

令和2年11月25日付け技第495号、建不第1047号「契約担当者への報告に係る事務手続について（通知）」の以下の内容を本ガイドラインに反映した。

○契約担当者が千葉県知事の場合における、工事の中止及び工期の検討及び報告

⇒P15、P19、P35、P38、P60参照

3 工事の一時中止に係る手続き様式を本ガイドラインで規定

参考様式としていた工事一時中止に係る手続き様式を、本ガイドラインにおいて規定した。

⇒P35、P38、P39、P60～P62参照